令和　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

所 　在　 地

法　 人 　名

代表者職氏名

企画提案書兼宣誓書

高松市地域包括支援センター運営業務委託事業公募型プロポーザルについて、次に掲げる事項を宣誓し、企画提案書類等を提出します。

１　宣誓事項

(１)　老人福祉法(昭和３８年法律第１３３号)第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第１項に規定する包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成１０年法律第７号)第２条第２項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること。

(２)　法第１１５条の２２第２項の規定に該当しないこと。

(３)　高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成２４年条例第８５号）の規定により、各基準等に基づく包括センター及び指定介護予防支援事業所の運営が可能な法人であること。

(４)　本業務を実施するに当たり、仕様書に基づき必要な人員を配置すること。企画提案時の段階では雇用見込みも可とするが、包括的支援事業に従事する３職種について、雇用の状況が「法人内異動」又は「雇用内諾済」である職員を３人以上（業務責任者、３職種のうち２職種から各1人を含む。）、業務開始時に配置できる見込みがあり、かつ、それらの職員の氏名、職務経歴、保有資格等が記載された経歴書（任意様式）及び有資格者であることを証明する書類等を提出すること。

(５)　高松市において指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を行った経験がある者を配置できること。

(６)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する法人でないこと。

(７)　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第３条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(８)　本プロポーザルの公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）による指名停止を受けていないこと。

(９)　本プロポーザルへの参加申込の提出の時点において、国税及び市税の滞納がないこと。

(10)　提出した企画提案書類等の内容は、事実と相違ないこと。

(11)　本誓約事項に相違があった場合は、本プロポーザルの参加資格を取り消されても異議申し立てを行わないこと。

連　絡　先

責任者（部署名・氏名）

担当者（部署名・氏名）

電　　　　話

Ｆ　 Ａ　 Ｘ

Ｅ 　- mail